

○厚生労働省令第二十八号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「第六条第四号ロ」を「第六条第五号ロ」に改め、同条に次の一号を加える。

五 企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合

第四条の三に次の一項を加える。

2 二以上の事業主が一の企業型年金を実施する場合における法第四条第四項の企業型年金規約の閲覧については、当該閲覧の求めをした第一号等厚生年金被保険者を使用する事業主は、当該企業型年金規約の全

部又は一部（当該事業主に係る部分に限る。）を閲覧させることができるものとする。

第五条第一項第八号中「第三条第三号」を「第三条第五号」に改め、同項第九号中「第三条第六号」を「第三条第八号」に改める。

第十五条第一項第四号中「各月」を「令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第十一条の二第二項に規定する拠出区分期間。第二十一条及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。）」に改める。

第十六条の二を次のように改める。

（納付期限日を延長できる場合等）

第十六条の二 令第十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日（令第六条第七号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第一項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限

日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

- 3 令第十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日（令第六条第八号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第二項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。
- 4 令第十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（納付期限日の延長に関する通知）

第十六条の三 事業主は、令第十一条の三第一項の規定により事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。

2 事業主は、令第十一条の三第二項の規定により企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、

遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に通知しなければならぬ。

第二十一条第一項第五号中「各月」を「拠出期間」に改める。

第三十九条第一項第二号中「毎月」を「令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）」に改める。

第四十八条第一項第三号及び第五十二条第一項第一号ホ中「毎月」を「拠出期間」に改める。

第五十六条第一項第四号及び第七十条第三項中「各月」を「拠出期間」に改める。

様式第七号を次のように改正する。



様式第七号（第二十七条第一項関係）

	年 月 日
厚生（支）局長 殿	
	承認番号 厚生年金適用事業所の名称 所在地 事業主名 住所
	印
企業型年金に係る業務報告書	
確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。	

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長及び地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金に係る業務報告書

1. 実施事業所の事業の種類

事業の種類

(備考) 事業区分については、厚生年金保険法第6条第1項に掲げる区分(第1号イからタまで及び第2号並びに第3号)を記載すること。

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
電話番号	
担当者	
メールアドレス ※	
(事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

※メールアドレスは、組織アドレス(担当者ではなく部署にひもづくアドレスをいう。)がある場合は、組織アドレスを記載すること。

また、組織アドレスがない場合は、担当者のアドレスで差し支えないが、その場合には、仮に年度途中で担当者の変更があった場合には、速やかに新担当者とそのメールアドレスを業務報告書提出先に通知すること。

2. 他の企業年金の実施状況

厚生年金基金	
確定給付企業年金	
私立学校共済組合	
中小企業退職金共済制度	
特定退職金共済制度	
その他(自社年金等)	

(備考) 他の企業年金を実施している箇所に「○」印を記載すること。

3. 想定利回り %

(備考) 確定拠出年金を導入する際に想定していた利回りを記載すること。(想定利回りがない場合は、×を記載すること。)

4. 厚生年金保険適用者数

	人 数
男	人
女	人
計	人

(備考) 事業年度末時点のものを記載すること。

5. 加入者等の状況

加入者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末加入者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人
運用指図者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末運用指図者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人

(備考) 資格取得者及び資格喪失者については、事業年度内に資格を取得又は喪失した者の人数を記載すること。

6. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額

事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額	円
----------------------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として企業型年金加入者掛金を拠出した者がいる場合に限り記載すること。

7. 事業主掛金の状況

資産管理機関の商号又は名称	事業主掛金の額
	円
	円
	円

事業主掛金総額	円
---------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金について記載すること。

8. 企業型年金加入者掛金の状況

	企業型年金加入者掛金の拠出人数	企業型年金加入者掛金の額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金について記載すること。

9. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定状況

(1) 事業主掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ① 1年間に1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年間に2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年間に3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年間に4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年間に6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年間に12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(2) (1)で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類(同じ拠出区分期間であれば同じ数)を記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

(備考) 例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

(3) 企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ① 1年間に1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年間に2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年間に3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年間に4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年間に6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年間に12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(4) (3)で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類(同じ拠出区分期間であれば同じ数)を記載すること。(複数あればその1例)

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

(備考) 例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

10. 返還資産額の状況

	人数	返還資産額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 事業年度内に返還された資産について記載すること。

11. 各運用の方法ごとに選択している個人別管理資産残額の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	—	—	—

(備考)

- 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
- 事業年度末時点のものを記載すること。
- 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する号番号を記載すること。
- 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
- 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

12. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

(備考) ①については、

- 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
- 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であつて、資格喪失日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
のいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。
(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

13. 加入者資格喪失（予定）者への個人別管理資産の移換に係る説明について

説明会を実施している	
対面により個別説明をしている	
説明資料を手交又はメールにより送信	
社内イントラ等の退職者向け資料に説明を掲載	
その他	

(備考) 加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）に対して退職時（前）に実施しているもののうち、当てはまるものに「○」印を記載すること。
(複数記載可)

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

14. 加入者資格喪失者のうち、退職後に個人別資産移換の移換を行っていない者に対する説明について

文書により資産移換の勧奨を実施している	
電話により資産移換の勧奨を実施している	
資産移換の勧奨は運営管理機関に委託している	
その他	

(備考) 加入者資格喪失(予定)者(死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。)に対して、退職後に実施しているもののうち、当てはまるものに「○」印を記載すること。
(複数記載可)

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

15. 規約の備置き・閲覧の状況

規約を事業所内に掲示している	
規約を社内イントラ等に掲示している	
規約の内容を個々の第一号等厚生年金被保険者に配布している	
その他	

(備考) 当てはまるものに「○」印を記載すること。(複数記載可)

様式第八号を次のように改正する。



様式第八号（第二十七条第二項関係）

		年 月 日
厚生（支）局長	殿	
		承認番号 厚生年金適用事業所の名称 所在地 事業主名 住所
		印
企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書		
確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。		

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長及び地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
（ 事業年度） 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④については、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③については、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに係る業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

- 掛金総額については、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 平均掛金額については、「掛金総額」を「事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計」で除したものを記載すること。

3. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用商品名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円		
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円		
合計	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給付	事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）	
老齢給付金	年金 (一時金との併給を除く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	円 (円) 円 (円) 円 (円)
	一時金 (年金との併給を除く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	円 (円) 円 (円) 円 (円)
	年金と一時金の併給	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	年金 円 (円) 一時金 円 (円) 年金 円 (円) 一時金 円 (円) 年金 円 (円) 一時金 円 (円)
障害給付金	年金 (一時金との併給を除く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	円 (円) 円 (円) 円 (円)
	一時金 (年金との併給を除く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	円 (円) 円 (円) 円 (円)
	年金と一時金の併給	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	年金 円 (円) 一時金 円 (円) 年金 円 (円) 一時金 円 (円) 年金 円 (円) 一時金 円 (円)
死亡一時金	男女 人 (人) 計 人 (人)	円 (円) 円 (円) 円 (円)	
脱退一時金	男女 人 (人) 計 人 (人)	円 (円) 円 (円) 円 (円)	
計	男女 人 (人) 計 人 (人)	円 (円) 円 (円) 円 (円)	

(法第2条第7項第1号ロに係る業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに係る業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男	件
	女	件
	計	件
企業型年金運用指図者	男	件
	女	件
	計	件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に係る業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用方法数	第1号運用方法	第2号運用方法	第3号運用方法

(備考)

1. 「第1号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第16条に規定する運用の方法の数を、「第2号運用方法」とは第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法」とは令第15条第1項第3号カからナまでに掲げる運用の方法の数をいう。
2. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
3. 企業型年金加入者等に提示した運用の方法を変更し、運用方法数、第1号運用方法数、第2号運用方法数又は第3号運用方法数が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
4. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の情報提供の内容

運用の方法名	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定・提示した運用商品ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
2. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

9. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

件数	移換金額
人	円

(備考) 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

10. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

11. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

12. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
12,751円～13,750円							
人数計							

（備考）

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

13. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金					
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 20,000円	20,001円～ 27,499円	27,500円
事業主掛金	0円						
	1円～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～20,000円						
	20,001円～27,499円						
	27,500円						
	27,501円～30,000円						
	30,001円～40,000円						
	40,001円～50,000円						
	50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金				
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,749円	13,750円
事業主掛金	0円					
	1円～ 5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
	13,751円～20,000円					
	20,001円～27,500円					

(備考)

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

附 則

- 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第七号及び様式第八号は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。